

第2期鹿児島県 文化芸術推進基本計画 (素案)

令和7年12月

観光・文化スポーツ部

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 対象とする文化芸術の範囲	1
第2章 文化芸術を取り巻く状況	3
1 社会情勢の変化	3
2 国や県の動き	4
第3章 第1期計画の評価と課題	9
1 第1期計画における基本方針ごとの施策の取組状況	9
2 県民の文化芸術活動の状況（アンケート調査結果）	17
3 指標の達成度	23
4 取り組むべき課題	24
第4章 目指すべき姿と施策の方向性	26
1 目指すべき姿	26
2 施策の方向性	26
第5章 施策の展開	30
1 施策体系	30
2 施策の展開	31
(1) 文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実	31
① 文化芸術の創造活動の促進	31
② 鑑賞機会の充実	31
③ 障害者の文化芸術活動の促進	32
④ 高齢者の文化芸術活動の促進	32
⑤ 子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進	33
⑥ 県在住外国人の文化芸術活動の促進	33
⑦ 文化施設の充実や地域における活動の場の充実	34
⑧ 文化の基盤となる言葉の理解と尊重	34
(2) 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用	35
① 地域文化の発掘と保存及び公開等	35
② 伝統文化の継承	35
③ 所蔵品等のデジタル・アーカイブ化	35
④ 観光振興、地域づくり等への活用	36
(3) 文化芸術に係る人材の育成	37
① 講習会、ワークショップの開催など研修の場の提供	37
② アーティストバンクの充実と活用	37
③ 文化ボランティアの育成	37
④ 企画・運営・広報などを担える文化芸術プロデューサーの育成・活動支援等	37
⑤ 文化芸術振興のための顕彰の促進	38
(4) 文化芸術を通した国内外との交流促進と情報発信	38
① 文化芸術を通した国内外との交流促進	38
② 文化芸術に関する情報の整備・発信	38
第6章 計画の推進体制等	40
1 推進体制	40
2 進行管理（検証・評価）	40
3 指標・目標値	40

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

県では、平成17年3月に「鹿児島県文化芸術の振興に関する条例」（平成17年鹿児島県条例第24号。以下「条例」という。）を制定し、平成18年3月には、条例に基づき、「鹿児島県文化芸術振興指針」を策定しました。

令和2年3月には、文化芸術を取り巻く環境の変化等を踏まえて条例を改正し、文化芸術振興指針に代えて文化芸術推進基本計画を策定することを定め、令和3年3月、「鹿児島県文化芸術推進基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、文化芸術の振興に取り組んできました。

しかしながら、現在、本格的な人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化の進展、デジタル化の急速な進展など、社会を取り巻く情勢は大きく変化しています。また、第1期計画の策定前に発生した新型コロナウイルス感染症は、人々の生活や行動様式に変化をもたらし、文化芸術の分野にも大きな影響を与えました。

こうした文化芸術を取り巻く状況の変化や新たに見えてきた課題、令和5年3月に策定された国の文化芸術推進基本計画（第2期）等を踏まえ、これまで進めてきた取組を継続・充実させながら、文化芸術の更なる振興と持続的な発展を図るため、第2期鹿児島県文化芸術推進基本計画を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 基本的な考え方

この計画は、条例第4条に基づく文化芸術推進基本計画として策定します。

(2) 文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画としての位置付け

本計画は、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画としての位置付けも有します。

(3) 障害者文化芸術活動推進法に基づく地方公共団体計画としての位置付け

本計画は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号。以下「障害者文化芸術活動推進法」という。）第8条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付けも有します。

3 計画の期間

本計画の推進期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 対象とする文化芸術の範囲

本計画での文化芸術とは、文化芸術基本法に定める分野に加え、自然との関わりや、歴史・風土の中で培われた鹿児島県内各地の独自の文化をも対象とします。

文化芸術基本法に定める「文化芸術」の分野

分 野	例 示 等
芸術	文学, 音楽, 美術, 写真, 演劇, 舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画, 漫画, アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽, 能楽, 文学, 歌舞伎, 組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談, 落語, 浪曲, 漫談, 漫才, 歌唱その他の芸能（伝統芸能除く）
生活文化	茶道, 華道, 書道, 食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁, 将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びに保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演, 展示, 芸術祭等への支援, 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動

第2章 文化芸術を取り巻く状況

1 社会情勢の変化

我が国は、未婚率の上昇などにより合計特殊出生率が、人口維持に必要な水準（人口置換水準）を約50年間下回り続けています。2015年（平成27年）の国勢調査では、同調査開始以降初めて総人口が減少に転じ、人口減少社会が到来しました。

本県においても、1955年（昭和30年）をピークに人口減少が続いており、若い世代の県外流出が著しいことから、人口減少に歯止めがかかっていません。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2020年（令和2年）の158.8万人が10年後には約14万人減の144.8万人になると予測されています。

また、本県の65歳以上（高齢者）1人に対する15～64歳（現役世代）の比率は、2020年が1.7人であったのに対し、40年後には1.1人となることが見込まれ、いわゆる「肩車」型社会が到来すると予測されています。

こうした少子高齢化や人口減少の進行は、地域コミュニティの衰退や文化の担い手不足を招いています。

一方、グローバル化の進展により、国境を越えた人々や情報、文化交流は活発になっています。インターネットや交通網の発達により、世界はかつてないほど密接につながり、多様な文化や価値観に触れる機会が増えました。近年では、少子化や人口減少が進む中で、人手不足を背景に外国人労働者の数が増加しています。このような状況において、外国人労働者と地域住民との交流を深めることができます重要になっています。異なる文化を持つ人々が共に生活し、お互いの違いを尊重し合い、互いに理解を深めることが大切です。グローバル化と地域文化の共存は、今後の重要な課題となっています。

さらに、スマートフォンの世帯保有率は2023年（令和5年）に9割を超え、YouTubeやTikTokなどの動画共有プラットフォームの普及により、誰もが双方向で情報を発信・共有できるソーシャルメディアが社会生活の基盤となりました。

加えて、第5世代移動通信システム（5G）の全国的普及に加え、次世代通信技術（6G）やビッグデータ、IoT、AIなどの技術革新が急速に進展しています。特に、ChatGPTや画像生成AIなどの生成AI技術は、コンテンツ制作や情報発信の形態を変革し、企業や個人の創造的活動を支援しています。これらの技術を活用することで、あらゆる分野において生産性向上や新たなサービスの創出が進み、社会課題の解決やイノベーションの進展が期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、生活や価値観に大きな変化をもたらしました。文化芸術においても、オンライン配信やデジタル技術の活用が急速に進展し、従来のリアルな場での鑑賞に加え、場所を問わず参加や交流ができる新たな環境が整いつつあります。今後は、対面とオンラインを融合させながら、より多様で柔軟な表現や交流の形を模索していくことが期待されます。

2 国や県の動き

(1) 国の動き

① 文化財保護法の改正

令和3年4月、新型コロナウイルス感染症による公演等の継承活動への影響など、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、文化財保護法の一部が改正され、令和4年4月に施行されました。この改正では、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設されたほか、地方公共団体による文化財の登録制度が創設されました。

本県が令和4年2月に策定した「鹿児島県文化財保存活用大綱」においても、本改正に基づき、積極的な制度の活用を推進することとしています。

② 博物館法の改正

令和4年4月、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館法が一部改正され、令和5年4月に施行されました。この改正は約70年ぶりの改正で、法律の目的に、社会教育法に加え、文化芸術基本法の精神に基づくことが新たに定められました。また、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加されるとともに、文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことが努力義務とされました。その他、博物館登録制度の見直しも行われ、法人類型にかかわらず登録ができるようになるなど、これから博物館が、その求められる役割を果たしていくための様々な規定が整備されています。

本改正を受け、令和7年3月に鹿児島県歴史・美術センター黎明館が登録博物館となりました。

③ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定

令和4年12月、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について国の考え方を提示した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

本策定を受け、本県においても、令和5年5月に、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方に加えて、新たな地域クラブ活動の運営体制や環境整備、取組内容等について県の考え方を提示した、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定しました。

④ 文化芸術推進基本計画（第2期）の策定

平成30年3月に策定された文化芸術推進基本計画（第1期）では、文化芸術の「多様な価値」を活かした「文化芸術立国」の実現を目指し、文化芸術施策の目指すべき姿や、今後5年間（平成30年度～令和4年度）の施策の基本的な方向性が示されました。令和5年3月には、新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響や社会状況の変化等を踏まえ、令和5年度からの5年間（令和5年度～令和9年度）を対象とした文化芸術推進基本計画（第2期）が策定されました。第2期計画では、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として4つの中長期目標を定め、これらの目標を達成するための7つの重点取組等を設定し、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すこととしています。

⑤ 障害者による文化芸術の推進に関する基本的な計画（第2期）の策定

令和5年3月、令和5年度からの5年間（令和5年度～令和9年度）を対象とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定されました。第2期計画では、引き続き、3つの基本理念を基本的な視点とし、障害者文化芸術基本法に定められた鑑賞・創造・発表等の11の施策について、総合的・複合的に推進することとしています。

(2) 県の動き

① 霧島神宮の国宝指定、鹿児島神宮の重要文化財指定、鹿児島城跡の国史跡指定

令和4年2月9日、霧島市にある「霧島神宮本殿（ほんでん）」、「幣殿（へいでん）」、「拝殿（はいでん）」が鹿児島県内における建造物では初めての国宝となり、「鹿児島神宮本殿及び拝殿、勅使殿（ちょくしでん）」、「摂社四所神社（せっしゃしょじんじや）本殿」が重要文化財に指定されました。

また、令和5年3月20日、鹿児島市城山町の国指定史跡「城山」と県指定史跡「鶴丸城跡」の範囲を拡大し、「鹿児島城跡」として国の史跡に指定されました。

これらの文化財は、地域社会の文化資源として活用されることで、観光振興、次世代への教育など、多様な価値を生み出しています。今後も、保護と活用の両立を図りながら、鹿児島の豊かな歴史と文化を未来へと継承していくことが求められています。



② 障害者芸術文化活動支援センターの設立

芸術文化活動を行う障害者やその家族、福祉施設、支援団体等を支援する拠点として、令和4年7月に鹿児島県障害者芸術文化活動支援センターが設置されました。

当センターでは、事業所等に対する相談支援、芸術文化活動を支援する人材の育成・交流等、関係者のネットワークづくり、芸術文化活動（鑑賞・創造・発表等）に参加する機会の確保、情報収集・発信に取り組むことにより、障害者の自立と社会参加を促進し、芸術文化の享受、多様な活動の展開を支援しています。

③ 全国高等学校総合文化祭鹿児島大会の開催

令和5年7月29日から8月4日までの1週間、高校生の芸術文化の祭典「第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島大会（2023かごしま総文）」が開催されました。

全都道府県開催の一巡目を締めくくる記念すべき大会となった本大会には、国内外から約3,000校、約17,000人の高校生が集い、総合開会式やパレードといった開会行事をはじめ、演劇、合唱、吹奏楽など計22の部門大会において、発表・展示・競技・交流等が県内8つの市町で行われ、約92,000人の観覧者が訪れました。

開催部門（22部門）

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学、特別支援学校、茶道、軽音楽

国際交流事業

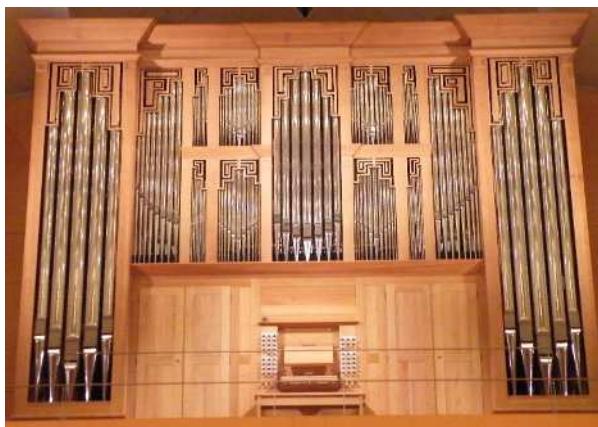
招 聘 国	ニュージーランド	ベトナム社会主義共和国	大韓民国
招 聘 校	テ・クラ・カウパパ ・モテウハケ・オ・ ターフィウアウ (ムルパラ)	カウ・ザイ高等学校 ファン・ディン・フン高等学校 ヴィエト・ドゥック高等学校 (ハノイ市)	大東稅務高等学校 (ソウル市)
期 間	R5.7.22～R5.7.31	R5.7.24～R5.7.31	R5.7.22～R5.7.30
人 員	19名 (生徒14名・引率5名)	20名 (生徒15名・引率5名)	19名 (生徒14名・引率5名)
演技内容	カパハカ	伝統舞踊（扇子踊り）	サムルノリ
県内受入校	鹿児島情報高等学校	鹿児島県立錦江湾高等学校	鹿児島県立開陽高等学校

④ 霧島国際音楽ホール（みやまコンセール）へのパイプオルガンの設置

みやまコンセールは、平成6年の開館当初より主ホール2階にパイプオルガン設置のためのオルガンバルコニーが設けられていました。しかし、音響効果を確認した上での設置が望ましいとの理由から、設置が見送りとなり、その後も検討がなされました。多額の費用を要することなどから、設置が実現されずにいました。そのような中、令和3年に県外在住の本県出身の方から、「県における音楽活動・交流の更なる発展のために」と、パイプオルガン設置費用として、2億円という多額の寄付が寄せられたことを契機に、その設置が実現。製作が始まった令和4年度から約3年の月日を経て、ついに令和7年5月30日に完成しました。

このパイプオルガンは、高さ約7.5m、幅約8.8m、奥行き約3.2mもあり、3段の手鍵盤とペダル、43個の「ストップ」（音栓）と呼ばれるパイプの音色を選択する装置、1,858本ものパイプを有し、バッハを始めとするバロックから19世紀以降の近・現代の作品まで幅広く演奏できるものとなっています。

今後は、鹿児島県の新たな宝の一つとして、パイプオルガンを活用した文化芸術や観光の振興が期待されます。



⑤ 国史跡鹿児島城跡保存活用計画の策定

鹿児島城跡は令和5年3月に国史跡に指定されました。これを受け、鹿児島城跡に関わる関係機関が国史跡鹿児島城跡の保存及び活用に取り組むための共通事項を明示し、その保存や整備に関する将来的な共通の指針を明らかにすること等を目的として、令和8年3月に「国史跡鹿児島城跡保存活用計画」が策定されました。（※R8.3策定予定）

今後は、鹿児島城跡の歴史的価値や特徴などについて広く県民に周知、情報発信することにより、鹿児島城跡の魅力を認識し、保存活用の意識の向上につなげるとともに、計画的な整備を行うための「国史跡鹿児島城跡整備基本計画」を策定する予定です。

第3章 第1期計画の評価と課題

1 第1期計画における基本方針ごとの施策の取組状況

令和3年3月に策定した第1期計画では、「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」を目指すべき姿として掲げ、8つの基本理念を設定しました。これらの理念を実現するための方向性や指針として4つの基本方針を定め、それぞれの方針に基づいて施策の具体的な進め方を示し、各種取組を進めてきました。進捗状況については、毎年度「鹿児島県文化芸術振興審議会」に報告し、審議会委員からの意見等を踏まえて施策に反映し、改善を重ねてきました。

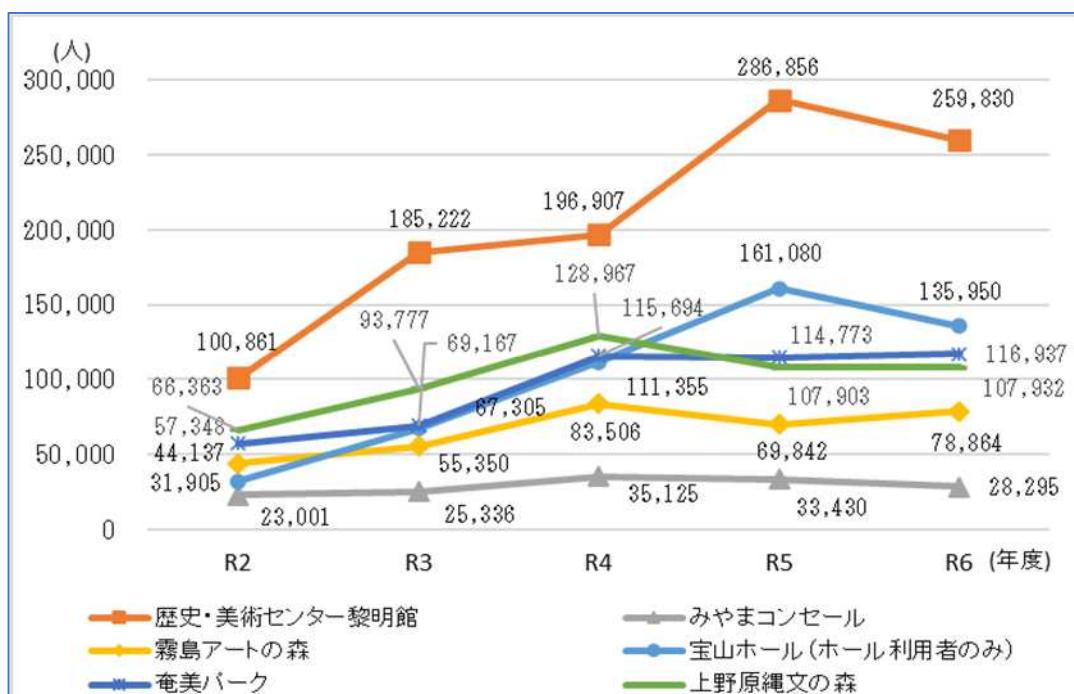
【基本方針1】文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実

全ての県民が、年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、生涯にわたって継続的に文化芸術を創造し、享受することができるよう、県民の創造活動への支援や環境整備に取り組みました。

○文化施設活性化事業／黎明館常設展示運営事業／黎明館企画展示運営事業／奄美パーク企画事業／「上野原縄文の森」運営費事業

県有文化施設（宝山ホール、みやまコンセール、霧島アートの森、歴史・美術センター黎明館、奄美パーク、上野原縄文の森）において、各種文化芸術活動への支援のほか、発表機会や活動の場の提供、各種公演や展覧会などを実施しました。

県有文化施設の入館者数の推移



資料：観光・文化スポーツ部

○社会参加促進事業（障害者芸術活動支援事業）<R4 新規>

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者芸術文化活動支援センターにおいて、芸術文化活動に関する相談支援や人材の育成、発表機会の確保など障害者の芸術文化活動の支援を行いました。

○青少年のための芸術鑑賞事業

小・中学校、特別支援学校等に文化芸術団体を派遣し、子どもたちやその保護者に生の舞台芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、県内の文化芸術団体に公演の機会を作り、団体の育成を図りました。

<器楽・邦楽、声楽、舞踊（バレエ・日本舞踊）各3公演>

参加校・鑑賞者数

	R3	R4	R5	R6	R7
参加校数	9	9	9	24	11
鑑賞者数	1,863	814	1,497	2,338	1,412

資料：観光・文化スポーツ部

○文化の薰り高いかごしま形成事業<R5 新規>

本県の多様な文化芸術を継続・充実・発展させるため、文化芸術団体等が行う鑑賞機会の提供、人材育成、次世代への活動継承や観光、まちづくりとの連携等の活動に要する経費の一部を助成しました。

支援状況

年度	応募数	助成数	助成額(千円)	主な助成事業
R5	48	31	11,979	狂言師による子どもへの稽古・発表、市民参加型の音楽イベントとマーケットとの同時開催
R6	52	31	10,851	漂流ゴミで作成した衣装のファッションショー、若手奏者による高校生対象の講習会
R7	40			実施中（R8.3確定）

資料：観光・文化スポーツ部

分野別支援状況

	R5			R6			R7		
	応募数	助成数	助成額 (千円)	応募数	助成数	助成額 (千円)	応募数	助成数	助成額 (千円)
音楽	24	16	5,894	23	17	5,950			
演劇	6	5	2,492	7	3	1,500			
伝統芸能	5	4	1,616	7	2	550			
美術	6	2	129	4	3	369			
舞踊	1	0	—	4	3	1,193			
メディア芸術	3	3	1,348	1	0	—			
生活文化	0	0	—	2	0	—			
文学	0	0	—	0	0	—			
その他	3	1	500	4	3	1,289			

実施中
(R8.3 確定)

資料：観光・文化スポーツ部

○霧島国際音楽ホールパイプオルガン整備事業<R3 新規>

霧島国際音楽ホールパイプオルガン維持管理運営事業<R7 新規>

霧島国際音楽ホールにパイプオルガンを設置するとともに、パイプオルガンコンサートなどパイプオルガンを活用したプログラムを実施しました。

【基本方針 2】地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用

郷土芸能や伝統行事、史跡等県内各地の個性豊かな地域文化の保存・継承を図るとともに、観光、まちづくり等関連施策との連携により、多様な文化芸術の更なる振興及び地域の個性を生かした地域づくりに取り組みました。

○鹿児島城跡保全整備事業

鹿児島城跡の保存や整備に関する将来的な共通指針となる「鹿児島城跡保存活用計画」を策定したほか、鹿児島城の価値を伝えるシンポジウム等を行いました。

(※R8.3 策定予定)

○地域伝統芸能ミュージアム

県内各地の地域伝統芸能に、県内外から多くの人々が訪れるよう、郷土芸能や無形民俗文化財等の情報を県ホームページで発信しました。

○歴史・文化ゾーン活性化事業<R5 新規>

歴史・文化ゾーンの魅力向上、活性化及び回遊性の向上のためのイベントを開催したほか、「かごしま歴史・文化ゾーンガイド」を作成しました。



○世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」登録10周年記念事業<R7 新規>

世界文化遺産登録10周年の節目の年である令和7年度に、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の価値・意義を改めて見つめ直し、次世代への継承を図るため、シンポジウムの開催や記念パネル展など、普及啓発や情報発信に取り組みました。

○かごしま「推し旅」誘客促進事業<R6 新規>

鹿児島県にゆかりのあるアニメ・映画・芸能・歴史上の人物・世界遺産等に関する様々な情報を発信することで「推し旅」を促し、県民のマイクロツーリズムや県外からの誘客の促進を図りました。

情報発信サイト「推しと私と鹿児島と。」



○ほこらしや奄美音楽祭開催事業<R4 新規>

世界自然遺産に登録された奄美の独自の文化である島唄の魅力を発信するため、「ほこらしや奄美音楽祭」を開催しました（令和7年度からは新たに奄美の多彩な芸能文化も発信）。



○「県民の日」7.14 記念事業

県民の日が、県民のふるさとを愛する心を育むとともに、県民一人ひとりが自信と誇りにあふれる、より豊かな鹿児島の未来について考える日となるよう、県有施設の無料化や、県シンボルマークカラー（青色系統色）による県下一斉ライトアップの実施など、市町村・民間企業とも連携した取組を実施しました。



【基本方針 3】文化芸術に係る人材の育成

芸術家や文化芸術活動の指導者など、文化芸術の振興を支える人材を育成するため、文化芸術団体等と連携しながら、研修の充実や人材情報の整備・提供等に取り組みました。

○霧島国際音楽祭運営事業（マスタークラス）

霧島国際音楽祭において、若手演奏家の育成を図るため、国内外の著名な演奏家による講習会を実施しました。

○かごしまの伝統的工芸品後継者育成プロジェクト<R5 新規>

県内伝統的工芸品産業の後継者の育成・確保を図るため、県内外ものづくり系学校の学生等のインターンシップや伝統的工芸品魅力発信取材ツアーを実施しました。

後継者育成インターンシップ

	回数	受入 事業者数	実施分野	応募者数	参加者数	就労者数
R5	2	4	・本場大島紬 ・川辺仏壇	37	11	3
R6	2	2	・本場大島紬	53	11	2
R7	実施中（R8.3 確定）					

資料：商工労働水産部

○文化施設活性化事業（みやま音楽アカデミー・アーティストバンク）

半年間にわたり総合的に音楽を学ぶ講座や演奏会を実施するみやま音楽塾を実施したほか、音楽塾の特別講師を派遣するみやま出張音楽塾を実施しました。

また、文化芸術に係る人材を育成するため、各文化施設において、県内若手アーティストのアーティストバンクへの登録を働きかけるとともに、活躍の場を創出しました。

○文化の薫り高いかごしま形成事業<R5 新規・再掲>

文化芸術団体等が行う、人材育成等に資する活動や、国内外での活躍を目指す若者がコンテスト等への参加により自身の技術向上を図る取組を支援しました。

【基本方針 4】文化芸術を通した国内外との交流促進と情報発信

文化芸術を通じた国際交流を推進するとともに、霧島国際音楽祭のより一層の充実を図るなど、県民や文化芸術団体等による文化芸術交流を促進し、かごしまの文化を国内外へ発信しました。

○文化芸術交流促進事業

海外の文化芸術団体等の文化交流の促進を図り、国際性豊かな感性を備えた県民の育成や特色ある郷土文化の発展に資するため、香港、シンガポール、全北特別自治道への文化芸術団体の派遣（又は受入）を行いました。

最近の海外との文化交流の状況

派遣 ・ 受入	年度	団体名（人数）	交流活動内容
香港	受入 R6	TroVessional Band (4名)	・かごしまアジア青少年芸術祭への出演 ・鹿児島大学の学生との交流
全北特別 自治道 (韓国)	派遣 R7	志布志ちりめん太鼓 (19名)	・全州世界ソリ祝祭への出演 ・益山高等学校において交流
	受入 R5	南原國樂藝術高校 (22名)	・県民文化フェスタへの出演 ・甲南高等学校において交流
シンガポール	派遣 R7	実施予定（R8.3 確定）	
	受入 R5	ハッピーウカーズグループ (16名)	・日置市総合文化祭への出演 ・アロハミコスタジオとの交流

資料：観光・文化スポーツ部

○霧島国際音楽祭運営事業<再掲>

音楽文化の振興と若手演奏家の育成や交流人口の拡大を図るため、国内外の著名な演奏家による演奏会を実施しました。

霧島国際音楽祭の参加者数の推移

(単位：人)

区分	第42回 (R3)	第43回 (R4)	第44回 (R5)	第45回 (R6)	第46回 (R7)
観客数	9,139	8,277	9,064	11,638	9,649
受講者数	73	77	131	108	97
聴講数	240	266	271	293	295
合計	9,452	8,620	9,466	12,039	10,041

※第42回はオンライン視聴者含む。

※第45回は東京公演観客数含む。

資料：観光・文化スポーツ部

○文化芸術情報発信サイト構築事業<R7新規>

県民の文化芸術に関する活動への参加促進及び鑑賞機会の充実につなげるため、県内の文化芸術団体・個人の活動に関する情報、イベント、各種助成金制度などの情報を一元的に発信するポータルサイトを整備します。（令和8年3月末公開予定）

2 県民の文化芸術活動の状況（アンケート調査結果）

県では、文化芸術に関する県民の意識を把握するため、令和7年9月から10月にかけて、一般県民、県在住外国人、市町村文化協会の会員及び県内文化芸術団体や障害者団体を対象に「文化芸術の振興に関するアンケート調査」を行いました。その主な結果については、以下のとおりです。

(1) 一般県民等の状況

① 文化芸術に関する直接鑑賞、活動状況及び文化的環境の満足割合

過去1年間に自宅以外で文化芸術を直接鑑賞したことがある人の割合は、一般県民では、57.1%と、全国平均を上回っており、過去1年間に、自分で作品を創作したり、習いごとをするなど、文化芸術に関わる活動をしたことがある人の割合も27.5%と同じく全国平均を上回っています。

一方、文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や伝統的な町並みの保存など、地域での文化的な環境に満足している人の割合は、33.2%と、全国平均を下回る結果となっています。

日頃から文化芸術活動に携わっている市町村文化協会の会員は高い割合となっており、県在住外国人も全国平均を3項目全てで上回るなど、比較的高い割合となっています。

過去1年間の直接鑑賞、活動者、満足度の割合比較（全国、県）

項目	県				国 (R5)
		一般県民	外国人	協会会員	
この1年間に、自宅以外で文化芸術を直接鑑賞したことがある人	61.2%	57.1%	83.9%	100.0%	52.2%
この1年間に、自分で作品を創作したり、習いごとをするなど、文化芸術に関わる活動をしたことがある人	33.6%	27.5%	66.1%	92.9%	13.0%
地域での文化的環境に、満足、どちらかと言えば満足と答えた人	34.8%	33.2%	41.1%	51.4%	37.7%

資料：文化庁「文化に関する世論調査」、観光・文化スポーツ部

② 直接鑑賞しなかった理由

「過去1年間に自宅以外で文化芸術を直接鑑賞したことがありますか」との問い合わせに対し、「鑑賞したものはない」と回答した人に、鑑賞しなかった理由を尋ねたところ、一般県民においては、「特にない」を除き、「近くで公演や展覧会などをやっていないから」が25.7%と最も高く、次いで、「関心がないから」(20.2%)、「時間がなかなかとれないから」(17.1%)となっています。

県在住外国人においては、「近くで公演や展覧会などをやっていないから」及び「公演や展覧会などの情報を入手できないから」が高い割合(55.6%)となっています。

鑑賞しなかった理由の割合比較（全国、県）

項目	県			国 (R5)
		一般県民	外国人	
近くで公演や展覧会などをやっていないから	26.3%	25.7%	55.6%	12.8%
関心がないから	20.2%	20.2%	22.2%	22.6%
時間がなかなかとれないから	17.0%	17.1%	11.1%	11.7%
入場料・交通費など費用がかかり過ぎるから	12.8%	13.1%	0.0%	10.8%
魅力ある公演や展覧会などが少ないから	12.3%	12.6%	0.0%	5.8%
インターネット（パソコン・スマートフォン）などにより鑑賞できる（鑑賞した）から	7.2%	7.4%	0.0%	6.1%
テレビ、ラジオ、書籍、CD・DVDなどにより鑑賞できる（鑑賞した）から	5.1%	5.2%	0.0%	
健康上の理由から	5.3%	5.5%	0.0%	4.0%
一緒に行く仲間がいないから	4.7%	4.3%	22.2%	6.1%
公演や展覧会などの情報が入手できないから	4.2%	3.1%	55.6%	1.7%
夜間に公演や展覧会などが行われないから	2.3%	2.1%	11.1%	1.6%
公演や展覧会などが人気で、チケットの入手が困難だから	1.9%	1.9%	0.0%	1.7%
その他	1.4%	1.2%	11.1%	0.1%
言葉（日本語）が分からないから	0.0%	0.0%	0.0%	—
特になし	28.8%	29.5%	0.0%	30.6%
わからない	4.9%	5.0%	0.0%	

資料：文化庁「文化に関する世論調査」，観光・文化スポーツ部

③ 鑑賞以外の創造的・体験的活動への参加を促進するために必要なこと

鑑賞以外の創造的・体験的活動への参加を促進するために必要なことについて尋ねたところ、一般県民においては、「住んでいる地域やその近くで活動が行われる」が35.7%と最も高く、次いで、「魅力ある内容の活動が行われる」(32.3%)、「情報が入手しやすくなる」(26.6%)となっています。

県在住外国人においても、「住んでいる地域やその近くで活動が行われる」(51.8%)や「情報が入手しやすくなる」(39.3%)が高い割合となっています。

鑑賞以外の創造的・体験的活動への参加を促進するために必要なこと

項目	県	都道府県		
		一般県民	外国人	都道府県
住んでいる地域やその近くで活動が行われる	38.3%	35.7%	51.8%	62.9%
魅力ある内容の活動が行われる	33.3%	32.3%	28.6%	51.4%
情報が入手しやすくなる	28.2%	26.6%	39.3%	41.4%
活動に参加するための費用の負担が軽くなる	25.0%	24.3%	16.1%	41.4%
活動のための時間がとれるようになる	21.8%	20.7%	12.5%	44.3%
初心者向けの活動が提供される	20.3%	19.5%	21.4%	31.4%
一緒に活動する仲間ができる	17.6%	16.3%	21.4%	32.9%
土日祝や夜間などにも活動が行われる	15.3%	14.7%	21.4%	20.0%
インターネットやスマートフォンを活用した自宅での創作・発表活動が行いやすくなる	12.7%	13.5%	5.4%	7.1%
参加する機会や活動の成果を発表する機会が多く提供されるようになる	9.3%	7.8%	7.1%	31.4%
子ども向け・親子向けの活動や託児サービスなどが充実する	7.2%	6.6%	0.0%	21.4%
多言語化が進む	2.8%	2.0%	2.0%	0.0%
その他	0.9%	0.9%	0.0%	1.4%
特にない	21.0%	22.3%	22.3%	0.0%
わからない	8.3%	9.0%	9.0%	1.4%

資料：観光・文化スポーツ部

(2) 文化芸術団体の状況

文化芸術団体の活動状況がコロナ禍を経てどのように変化したかについては、「あまり変化ない」が最も多くなっていますが（46.3%）、「衰退した」と答えた割合も40.2%となっています。

文化芸術団体が活動に際して困っていることは、「活動資金の確保」が最も高く（61.0%），次いで「次の世代への活動継承」（46.3%），「活動員の高齢化」（42.7%）となっています。

情報発信の方法としては、ポスターやチラシ、パンフレットなどの紙媒体も多く利用されていますが、「インスタグラム」（56.1%），「Webサイト」（ホームページ）（54.9%）や「フェイスブック」（45.1%）などのオンライン媒体を活用した方法も増えています。5年前と比べて、その割合は大きく伸びており、情報入手の方法も同様の傾向にあります。

また、行政が積極的に取り組むべきこととしては、「アーティスト・文化芸術団体の活動の支援」（65.9%），「文化施設の充実」（61.0%）が高い結果となっています。

文化芸術団体の状況

○ 活動状況

	R7
活発になった	13.4%
あまり変化ない	46.3%
衰退した	40.2%

○活動に際して困っていること（複数回答可）

活動資金の確保	61.0%	次の世代への活動継承	46.3%
活動員の高齢化	42.7%	活動場所の確保	39.0%
活動員（ボランティアを除く）の確保	26.8%	活動を周知する機会が少ない	26.8%
活動を支援するボランティアの確保	15.9%	他の団体との連携不足	14.6%
道具等の老朽化	14.6%	指導者・助言者がいない	7.3%
その他	7.3%	困っていることはない	2.4%

○情報発信の方法（複数回答可）

	R2	R7		R2	R7
ホスター、チラシ、パンフレット	57.3%	74.4%	インスタグラム	16.0%	56.1%
Webサイト（ホームページ）	26.7%	54.9%	フェイスブック	36.0%	45.1%
新聞、フリーペーパーなどの情報誌	45.3%	37.8%	県や市町村の広報誌	26.7%	36.6%
L I N E（ライン）	13.3%	30.5%	関係先訪問	※	24.4%
テレビ・ラジオ	20.0%	22.0%	メディアへのプレスリリース・訪問	※	20.7%
ブログ	17.3%	17.1%	動画共有サイト（YouTubeなど）	10.7%	15.9%
X（エックス）・ティックトック	13.3%	13.4%	機関誌・会報誌	※	11.0%
その他	13.3%	1.2%			

※その他で集計

○情報入手の方法（複数回答可）

	R2	R7		R2	R7
Webサイト（ホームページ）	37.3%	58.5%	人的ネットワーク	※	48.8%
ホスター、チラシ、パンフレット	32.0%	43.9%	インスタグラム	9.3%	40.2%
新聞、フリーペーパーなどの情報誌	33.3%	36.6%	県や市町村の広報誌	42.7%	36.6%
フェイスブック	25.3%	30.5%	L I N E（ライン）	10.7%	18.3%
テレビ・ラジオ	13.3%	17.1%	ブログ	6.7%	12.2%
動画共有サイト（YouTubeなど）	13.3%	11.0%	X（エックス）・ティックトック	9.3%	7.3%
その他	18.7%	1.2%			

※その他で集計

○行政（県・市）が積極的に取り組むべきこと（複数回答可）

アーティスト・文化芸術団体の活動の支援	65.9%	文化施設の充実	61.0%
子どもたちや子育て中の保護者が文化芸術に親しむことのできる機会の充実	59.8%	文化芸術に関する情報の整備・発信	52.4%
文化芸術を活かした観光振興、地域づくり等	50.0%	公演等の文化芸術を鑑賞する機会の充実	46.3%
障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞・参加できる支援の充実	39.0%	伝統芸能・民俗芸能・伝統工芸品等の継承	28.0%
アーティストや指導者、担い手の育成	25.6%	文化芸術を通した国内外との交流	23.2%
企画・調整・資金調達・広報・事業化まで担える人材の育成	22.0%	外国人が文化芸術を鑑賞・参加できる支援の充実	20.7%
優れた創造活動を行った者や団体等への顕彰	18.3%	文化ボランティアの育成	15.9%
文化財の保存・発掘・活用	14.6%	所蔵品等のデジタル・アーカイブ化	7.3%
その他	6.1%	方言の普及啓発	3.7%

資料：観光・文化スポーツ部

(3) 障害者団体の状況

障害者団体における文化芸術活動については、実施していない事業所が多い状況となっています。

活動を行っている団体が困っていることとしては、「指導支援の方法」が最も高く（53.8%），次いで、「商品化の方法」（46.2%），「指導者の確保」（30.8%）となっています。

一方、文化芸術活動を実施していない理由としては、「活動時間の確保」が最も高く（33.3%），次いで、「指導支援の方法」「指導者の確保」（いずれも27.8%）となっており、実施している団体も実施していない団体も、「指導支援の方法」や「指導者の確保」が課題となっていることがうかがえます。

障害者団体の状況

○文化芸術活動の実施状況

実施している	実施していない
41.9%	58.1%

○文化芸術活動を実施するに当たって困っていること（複数回答可）

指導支援の方法	53.8%	商品化の方法	46.2%
指導者の確保	30.8%	活動時間の確保	23.1%
活動場所の確保	15.4%	展示会等の開催方法	15.4%
困っていることはない	15.4%	活動資金の調達	7.7%
その他	0.0%		

○文化芸術活動を実施していない理由（複数回答可）

活動時間の確保	33.3%	指導支援の方法	27.8%
指導者の確保	27.8%	特にない	22.2%
その他	16.7%	活動資金の調達	11.1%
関心がない・必要性を感じない	11.1%	活動場所の確保	5.6%
展示会等の開催方法	5.6%	商品化の方法	0.0%

資料：観光・文化スポーツ部

3 指標の達成度

	項目	R2 結果	R7 目標	R7 結果
1	「過去1年間に、文化芸術を直接鑑賞したことがある」とする割合	85.8% ※1	91.0%	83.0% ※2
2	「過去1年間に、文化芸術に関わる活動をしたことがある」とする割合	53.2% ※1	59.0%	58.9% ※2
3	「文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や伝統的な町並みの保存など、地域での文化的な環境に満足している」とする割合	40.4% ※1	50.0%	42.9% ※2

※1 県政モニター向け「文化芸術の振興に関するアンケート」（令和2年7月実施）による
 ※2 県政モニター向け「文化芸術の振興に関するアンケート」（令和7年7月実施）による。

第1期計画で設定した指標3項目の達成度を測るために、令和7年7月に、前回同様、県政モニター向けにアンケート調査を実施しました。

その結果、3項目全て目標値には届きませんでした。

令和2年度と比較すると、「過去1年間に、文化芸術を直接鑑賞したことがある」とする割合は下回っています。鑑賞しなかった理由を見ると、「時間がなかなかとれないから」（42.1%）、「近くで公演や展覧会などをやっていないから」（31.6%）が多く、令和2年度と同様の傾向にあります。一方、「テレビ、ラジオ、CD、DVDなどにより鑑賞できる（鑑賞した）から」（21.1%）、「インターネット（パソコン）、スマートフォンなどにより鑑賞できる（鑑賞した）から」（15.8%）の割合は増加しており、オンライン等による鑑賞を含むと、令和2年度を上回ることから（R2:88.6%→R7:89.2%），オンライン媒体を活用した、直接ではない方法による鑑賞機会が定着してきていると考えられます。

また、「過去1年間に、文化芸術に関わる活動をしたことがある」とする割合及び「文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や伝統的な町並みの保存など、地域での文化的な環境に満足している」とする割合は、令和2年度の数値を上回りました。特に、「過去1年間に、文化芸術に関わる活動をしたことがある」とする割合はほぼ目標値に近い数値となっています。

※詳細なアンケートの結果は、巻末に「文化芸術の振興に関するアンケート調査結果の概要」としてR8.3に公表

4 取り組むべき課題

基本方針に基づき、各種施策を進めるとともに、新たな事業にも取り組んできました。一方で、文化芸術を取り巻く現状やこれまでの施策の実施状況、さらにアンケート調査の結果を踏まえると、今後取り組むべき主な課題は以下のとおりです。

【基本方針 1】関係 文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実

課題① 県在住外国人の文化芸術活動の促進

総務省が発表した令和7年1月1日現在の住民基本台帳に基づく調査によると、県内に在住する外国人の数が過去最高になるなど、その数は年々増加してきており、多様な文化背景を持つ人々の文化芸術活動を支援し、相互理解のための交流を促進することが求められています。また、多文化共生社会の実現に向けて、県在住外国人も主体的に文化芸術活動に参加できる環境を整備する必要があります。

アンケートでは、県在住外国人の方々の中で直接鑑賞や文化芸術に関わる活動を行った割合が比較的高かったことから、積極的な参加をさらに後押しすることで、地域文化の多様性や活力が増すと考えられます。

課題② 文化施設の環境整備

文化施設の環境整備については、これまで取り組んできたところですが、文化芸術団体へのアンケートにおいて、行政が取り組むべきこととして、「文化施設の充実」の割合が高かったように、多様な利用者が快適に利用できる環境の充実が一層重要です。引き続き、年齢や障害の有無、文化的背景の違いにかかわらず、全ての人が利用しやすい施設となるよう、アクセシビリティの向上を進める必要があります。

課題③ 文化芸術団体の支援

文化芸術団体へのアンケートにおいて、活動状況が「衰退した」と回答した割合が高くなっています。また、活動に際して困っていることとして「活動資金の確保」や「活動場所の確保」の割合が高かったほか、行政が取り組むべきこととして、「アーティスト・文化芸術団体の活動支援」の割合が最も高かったことから、文化芸術団体が自律的・持続的に活動できる支援の在り方について検討する必要があります。

さらに、障害者団体へのアンケートでは、文化芸術活動を実施している団体も実施していない団体も、「指導支援の方法」や「指導者の確保」が共通の課題となっており、障害者団体における文化芸術活動の支援についても検討が必要です。

【基本方針2】関係 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用

課題④ 所蔵品等のデジタル・アーカイブ化

令和4年に改正された博物館法において、デジタル・アーカイブの作成と公開が、博物館が行う事業の一つとして新たに明確に位置付けられました。博物館等の収蔵品をデータベース化することは、文化財の適切な保存と効果的な活用の両面から非常に重要です。令和7年に歴史・美術センター黎明館が登録博物館になったことも踏まえ、この取組を広げていく必要があります。

また、文化芸術団体へのアンケートにおいて、活動に際して困っていることとして、「次の世代への活動継承」や「活動員の高齢化」が上位にきているようだに、担い手不足が深刻化しており、文化の存続そのものが危ぶまれています。こうした状況を踏まえると、若い世代への継承の仕組みづくりや人材育成は喫緊の課題であり、後世に正確に伝える方策を考える必要があります。

【基本方針3】関係 文化芸術に係る人材の育成

課題⑤ 企画・運営・広報などを担える専門的人材の育成・活動支援

これまで芸術家や文化芸術活動の指導者の人材育成に取り組んできていますが、地域の文化芸術を持続的に発展させていくためには、芸術家や指導者の育成に加え、全体を企画・運営できるプロデューサーのような人材の育成も欠かせません。

文化芸術団体へのアンケートにおいて、活動に際して困っていることとして、「活動資金の確保」が最も高くなっていることからも、作品や公演を創るだけでなく、資金調達、広報、ネットワーク構築といった総合的なマネジメントができる人材を育成する必要があります。

【基本方針4】関係 文化芸術を通した国内外との交流促進と情報発信

課題⑥ 情報発信体制の充実

地域の文化芸術の魅力を広く伝え、関心を高めるとともに、文化芸術活動を一層推進していくためには、積極的な情報発信が重要です。

活動する側にとって、自身の活動内容や魅力を効果的に伝えるだけでなく、活動に必要な情報を得ることができます。文化芸術団体に対するアンケートにおいても情報発信方法と情報入手方法とともに、5年前と比較しても、WebサイトやSNSを活用している割合が増えており、オンライン媒体を活用した情報発信体制を充実させる必要があります。

また、一般県民等へのアンケートでは、「創造的・体験的活動に参加するにはどうすればよいか」との問い合わせに対して、「情報が入手しやすくなる」の割合が高くなっています。鑑賞する側にとって、タイムリーで分かりやすい情報が届くことで、興味のある公演や展覧会にアクセスしやすくなり、また、文化芸術活動への参加もしやすくなることで、文化芸術との接点が広がります。このことから、本県の文化芸術の振興を図る上で、情報発信体制の充実は重要な課題です。

1 目指すべき姿

「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」

第2期文化芸術推進基本計画においても、引き続き、条例第2条の基本理念に基づき、子どもや高齢者、障害者、県在住外国人を含む全ての県民が、生涯を通じて身近な文化芸術に触れ、親しむことができるよう、鑑賞機会の充実、文化芸術活動の環境整備を進めるとともに、国内外の多様な芸術分野との活発な交流を通して、県民の文化芸術活動の促進に努めます。

また、県内各地に伝わる郷土芸能や伝統行事、方言等の鹿児島独自の地域文化を次世代へ継承するとともに、鹿児島城跡をはじめとした地域の文化財を有効に活用し、文化芸術によって生み出される多様な価値を観光・まちづくり、福祉、教育、国際交流などあらゆる分野と有機的に連携させることで、個性を生かした魅力ある地域づくりを開拓し、「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」を目指します。

2 施策の方向性

引き続き、条例第2条に掲げられた8つの基本理念とそれに基づいて定めた4つの基本方針を維持しつつ、社会情勢の変化や国・県の動向、第1期計画の検証結果から明らかになった課題を踏まえ、施策の展開を図ります。

基本理念

(1) 県民の主体的で多様な文化芸術活動の促進

- ・ 文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎをもたらし、豊かな人間性をかん養し、想像力や表現力をはぐくむものです。
- ・ また、人間の精神活動及びその現れである文化芸術は多様であり、多様な文化芸術の共存が文化芸術の幅を広げ、人々の暮らしに活気と潤いを与えます。
- ・ 文化芸術に親しみ、楽しみ、守り、支えるといった県民の主体的で多様な文化芸術活動が活発に行われることによって、心豊かな活力ある社会が形成されます。
- ・ 今後も、県民、県や市町村、民間企業や文化芸術団体等が、相互に各自の特性や役割を認識し、連携・協力し合って、かごしまの文化芸術の振興に、社会全体で取り組んでいくことが大切です。

(2) 文化芸術の振興に関する県民の自主性や創造性の尊重

- ・ 文化芸術活動の担い手は県民一人一人です。

- ・ 文化芸術活動は、県民がこれを通じて創造性を發揮し、培い、個性を伸長し、自らの啓発を図ろうとする自発的、自主的な営みです。
- ・ 文化芸術は、人間の自由な発想や活発で意欲的な創造活動から生み出されるものであり、そのためには、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性が十分に尊重されることが大切です。

(3) 郷土の伝統文化の保存・継承・発展

- ・ 鹿児島県には、豊かな自然、歴史及び風土に培われ、人々の日常生活においてはぐくまれてきた個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸などの伝統文化が数多く存在します。
- ・ これらの各地域の伝統文化は、県民の心のよりどころとなり、人々の地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力になるとともに、新たな文化芸術を生み育てる源泉となるものです。
- ・ このため、地域の個性豊かな伝統文化のよさを再認識することができるよう広報や公開、映像による記録保存などに積極的に取り組むとともに、伝統文化が県民共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたって引き継がれ、発展するように、継承者の育成や保存技術に関する講習会の実施など、継承活動の促進に努めることが大切です。

(4) 文化芸術活動を行う場や機会の充実及び環境整備

- ・ 年齢、障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、全ての県民が、一人一人の興味・関心に応じて、生涯にわたって文化芸術活動に参加できるような環境づくりに取り組むことが大切です。
- ・ 県民がどの地域に住んでいても、文化芸術を等しく創造したり、享受したりできるようにすることが大切です。
- ・ 特に、広大な県土に半島や多くの離島を有する本県においては、県民ができるだけ身近な場所で、比較的容易に文化芸術を鑑賞できる機会の充実を図ることや、地域の文化施設の機能を充実させ、身近な活動の場を提供したり、文化芸術に関する情報を提供したりするなど、県民自ら文化芸術に参加し、創造できる環境の整備に努めることが大切です。

(5) 文化芸術に係る交流の積極的な推進

- ・ 文化芸術を通した交流を行うことは、国や地域、分野などによって多様な文化芸術が存在することに気付く機会となり、それぞれの文化芸術をお互いに理解し、尊重し合う土壤をつくり、人々の心を結び付けることになります。
- ・ また、かごしまの個性豊かな文化芸術を発信する機会となり、かごしまの文化を再認識し、郷土に対する愛着を深めるとともに、他地域の文化芸術から刺激を受け、かごしまの文化芸術を質的に高め、本県の文化芸術が発展することにつながります。

- ・ このことから、県、市町村、民間団体等が連携して、県内各地に多様な地域文化を有する本県の特性を生かし、地域間、九州各県をはじめ国内はもとよりアジアを中心とした国外などとの文化芸術交流を促進することが大切です。

(6) 文化芸術振興への県民の意見の反映

- ・ 文化芸術は、県民の活発で意欲的な創造活動から生み出されるものであることから、文化芸術の振興に当たっては、広く県民の意見等を反映させることが大切です。

(7) 文化芸術により生み出された価値の文化芸術の継承、発展・創造への活用

- ・ 各地域において、文化芸術を通じた交流人口の拡大等を図り、生み出された価値を地域に伝わる伝統文化や伝統行事、衣・食・住に係る文化資源などの継承、発展及び創造に活用することが大切です。

(8) 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野との有機的な連携

- ・ 少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開が一層求められています。
- ・ 観光等を通じて、多くの人々に文化資源の魅力を伝えることは、文化の保存・継承につながり、新たな文化の創造・発展につながります。
- ・ 文化の振興を起点として、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興を図り、さらには、人の往来や購買・宿泊等の消費活動の拡大等を通じた地域の活性化を実現することで、新しい文化の創造も含めた文化の振興に再投資される好循環が創出されることが期待できます。
- ・ 文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有しています。
- ・ 文化芸術に関する教育は、豊かな人間性や創造性をかん養し、感動や共感、心身の健康など、人々に多様な恩恵をもたらします。

基本方針

(1) 文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実

全ての県民が、年齢、障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、生涯にわたって継続的に文化芸術を創造し、享受することができるよう、県民の創造活動への支援や環境整備に努めます。

(2) 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用

鹿児島の豊かな歴史・文化資源を活用して郷土に誇りを持つ心を醸成します。郷土芸能や伝統行事、史跡等県内各地の個性豊かな地域文化の保存・継承を図ります。

また、観光、まちづくり等関連施策との連携により、多様な文化芸術の更なる振興及び地域の個性を生かした地域づくりを推進します。

(3) 文化芸術に係る人材の育成

芸術家や文化芸術活動の指導者、文化芸術に係る企画・運営・広報等を担うプロデューサーなど、文化芸術の振興を支える人材を育成するため、県、市町村、文化芸術団体等が連携しながら、研修の充実や人材情報の整備・提供等に努めます。

(4) 文化芸術を通した国内外との交流促進と情報発信

南へ開かれた地理的特性や歴史的なつながりを生かし、アジア地域を中心に、文化芸術を通じた国際交流を推進するとともに、我が国でも歴史が古くレベルの高い音楽祭として国内外に広く知られている霧島国際音楽祭のより一層の充実を図るなど、県民、県や市町村、民間企業や文化芸術団体等による文化芸術交流を促進し、かごしまの文化を国内外へ発信します。

第5章 施策の展開

1 施策体系

「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」の実現に向けて、基本理念に則り、4つの基本方針に基づいて、各施策を展開します。



2 施策の展開

基本理念や基本方針を踏まえ、以下のような施策を展開していきます。

(1) 文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実

① 文化芸術の創造活動の促進

- ・ 県民が身近なところで主体的に創造活動に取り組めるよう、文化芸術に関する生涯学習機会の充実や、優れた文化芸術に触れる機会の創出、創造活動の成果を発表できる場の提供などに努めます。
- ・ 文化芸術の振興は、行政をはじめ企業や文化芸術団体等の活動に支えられていることから、これら相互の連携を図るとともに、文化芸術活動に対する支援や企業メセナ活動の促進に努めます。また、クラウドファンディングなど文化芸術振興を目的とした多様な資金調達・財源確保の促進に努めます。
- ・ 文化芸術団体が継続的に活動していくため、若者等人材確保が図れるような取組を促進します。
- ・ 文化芸術団体等が自律的・持続的に活動できるよう、(公財)鹿児島県文化振興財団など県民の多様な文化芸術活動を支援する団体等と連携しながら、文化芸術団体等に対する支援の在り方について検討を進めます。
- ・ 文化芸術を担うアーティストが地元で活躍できるよう、文化施設や企業等と連携しながら、活動の場の提供や各種助成制度の情報発信に努めます。

施策の展開例

- ・ 芸術祭や文化祭などの発表の場の提供や支援
- ・ 生涯学習講座等との連携による県民の創造活動の促進
- ・ 文化芸術団体等の創造活動に対する支援
- ・ 若者等に対する県内の文化芸術団体の活動等の周知促進（地域のお祭り・イベント、学園祭・文化祭への文化芸術団体等の出演、出展の促進など）
- ・ 文化庁や芸術文化振興基金等の助成金制度についての紹介や推薦、関係団体と連携した手続支援
- ・ 「公益社団法人企業メセナ協議会」との連携による企業メセナ活動の促進
- ・ 「文化芸術に親しむ月間（11月）」の設定による意識啓発

② 鑑賞機会の充実

- ・ 県内各地の文化施設等及び学校における音楽や演劇などの舞台芸術の公演や美術展など、鑑賞事業の充実が図られるよう努めます。
- ・ 子どもや働き盛りの年代や子育て世代、障害者、高齢者、県在住外国人など、それぞれの年代や特性に応じて文化芸術に接する機会が確保されるよう努めます。
- ・ オンラインによる展示・配信の充実や巡回型イベントなど、あらゆる地域で多様な文化芸術に気軽に触れられる機会の創出に努めます。

施策の展開例

- ・ 各文化施設における鑑賞事業の充実（県民の多様なニーズへの対応、感性や創造性をはぐくむ質の高い鑑賞事業の実施）
- ・ 文化庁や公益法人などが行う鑑賞事業の積極的な活用の促進
- ・ 県有文化施設におけるイベントや展示物のオンライン配信等による鑑賞機会の充実
- ・ 鑑賞機会が少ない県民へのアウトリーチ事業の実施

③ 障害者の文化芸術活動の促進

- ・ 障害者が文化芸術を鑑賞したり、創造したりする活動に、参加しやすい環境の整備を促進します。

施策の展開例

- ・ 障害者の多様な学習意欲に応える生涯学習講座等の開催促進
- ・ 障害者による文化祭や音楽祭等、発表会の充実
- ・ 文化芸術活動の公演、展示等における配慮（字幕や手話、音声案内サービス、利用料や入館料の軽減など）
- ・ 文化施設のバリアフリー化の促進
- ・ 鹿児島県障害者芸術文化活動支援センターによる支援

④ 高齢者の文化芸術活動の促進

- ・ 高齢者の文化芸術活動を支援するため、それぞれの高齢者の興味や関心に応じた多様な学習及び発表の機会が提供されるよう努めます。
- ・ 高齢者がもつ豊かな経験や知識等が、地域の文化芸術活動に生かされるように努めます。

施策の展開例

- ・ 高齢者に対する文化施設の無料開放
- ・ 高齢者の多様な学習意欲に応える生涯学習講座等の開催促進
- ・ シルバー文化作品展の開催
- ・ 文化施設のバリアフリー化の促進
- ・ 高齢者の地域貢献活動団体の活動事例の紹介

⑤ 子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進

- ・ 子どもたちの文化芸術への興味・関心を高め、生涯にわたって文化芸術を親しむきっかけとなるよう、文化芸術に直に接し、体験できる機会を多くもてる環境づくりに努めます。
- ・ 親子で参加できる機会を拡充するとともに、子育て中の保護者が文化芸術を鑑賞したり、創造したりしやすい環境の整備に努めます。
- ・ 将来にわたって生徒が継続的に文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図るため、部活動の地域展開（学校部活動から地域クラブ活動へ）に向けた取組を支援します。

施策の展開例

- ・ 国や公益法人による学校への文化芸術団体派遣事業の活用促進
- ・ 青少年のための芸術鑑賞事業の充実
- ・ 学校における文化芸術活動の充実
- ・ 学校における地域の伝統文化や文化芸術活動の理解推進
- ・ 地域における文化芸術体験活動の推進
- ・ 高齢者が持つ豊かな知識や経験など地域社会に蓄積された知恵を生かした文化芸術活動の推進
- ・ 子どもに対する文化施設の無料開放
- ・ 学校等における芸術鑑賞やワークショップへの保護者の参加促進
- ・ 乳幼児とその保護者を対象とした鑑賞機会の充実や託児サービスなどの配慮
- ・ 部活動の地域展開（学校部活動から地域クラブ活動へ）に向けた取組の支援

⑥ 県在住外国人の文化芸術活動の促進

- ・ 県在住外国人が文化芸術を鑑賞したり、創造したりする活動に、参加しやすい環境の整備を促進します。
- ・ 県在住外国人と地域住民との交流が促進されるよう、県在住外国人が地域文化を理解するとともに、地域住民が県在住外国人の文化や価値観を理解する機会を創出します。

施策の展開例

- ・ 文化施設やイベントにおける案内表示、チラシ、ウェブサイトの多言語化
- ・ 創作活動や伝統芸能体験など、県在住外国人が参加しやすいプログラムの企画
- ・ 県在住外国人と地域住民が共に文化芸術を楽しむ機会の提供
- ・ 県在住外国人と地域住民が互いの文化を紹介・体験する機会の提供

⑦ 文化施設の充実や地域における活動の場の充実

- ・ 全ての県民が等しく文化芸術を享受できるよう、多様な利用者に対応した文化施設の環境整備に取り組みます。
- ・ 文化施設の利用時間や期日、料金等について、文化芸術活動を行う住民や文化芸術団体の利用ニーズに合わせた配慮がなされるよう努めます。
- ・ 県民が文化芸術についてより深く理解できるよう支援します。
- ・ 文化施設と住民等との協働による自主文化事業の企画・運営などの充実や、各文化施設のネットワークを生かし、文化芸術活動の情報の共有化を図り、相談窓口としての機能が充実するよう努めます。
- ・ 各文化施設が、大学等の教育機関や研究機関と連携して共同研究や研修を行い、文化施設の機能を充実させるとともに、県民の行う文化芸術活動に対する支援を促進します。
- ・ 県有文化施設の適切な維持管理に努めながら、将来の施設の在り方や必要な機能について検討を進めます。

【施策の展開例】

- ・ 文化施設の諸設備等の機能の維持、充実
- ・ 文化施設が行う舞台公演や講習会などの自主事業の充実
- ・ 学芸員等による展示解説の充実、周知
- ・ 文化芸術関係の市民向け講座などの情報提供
- ・ 各文化施設が行う自主事業の企画・運営への県民の参画の促進
- ・ 文化施設職員の研修の充実
- ・ 利用時間や期日等の柔軟な設定
- ・ 公立文化施設連絡協議会等による情報提供の充実と相談窓口等の機能の充実
- ・ 文化施設を中心とした教育機関等との連携による共同研究・研修事業の促進
- ・ 県内各地に出かけて行う演奏会、展覧会及び講習会などのアウトリーチ事業の実施

⑧ 文化的基盤となる言葉の理解と尊重

- ・ 本県の方言の普及啓発等を通じて方言に対する県民の理解と関心を深め、次世代への継承を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 危機的な状況にある言語・方言の状況改善を図るための国の取組等の支援
- ・ 「鹿児島県方言週間（11月第3週）」等における方言の普及啓発
- ・ 方言による演劇の発表など、イベントの開催
- ・ 教育活動における言葉の学習の充実や方言を取り入れた学習の促進

(2) 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用

① 地域文化の発掘と保存及び公開等

- ・ ユネスコや国、県、市町村の指定等を受けた有形、無形の文化財や人々の暮らしに根ざした多様な生活文化などの地域文化を県民共通の財産として継承していくため、発掘や保存を進めるとともに、地域文化に対する関心を高め、そのよさを再認識できるよう、広報や公開を行うなど、県民への周知を図ります。

施策の展開例

- ・ 文化財の調査、指定等の推進
- ・ 各地の民俗芸能、生活文化など特色ある地域文化の掘り起こしと保存及び公開の充実（広報、映像による記録保存など）
- ・ 「かごしま地域伝統芸能ミュージアムサイト」の充実

② 伝統文化の継承

- ・ 伝統文化の保存・継承に関する計画的な研修の機会の設定や表彰などを行い、継承者や指導者等の育成に努めます。
- ・ 地域においては、伝統文化を伝える世代と受け継ぐ世代が共に参加する体験型の講習会等を開催するなど、地域住民の保存活動への参加を促進するとともに、地域間の交流による情報の共有化が促進されるように努めます。
- ・ 伝統的な技術や技法等を活用した商品開発や販路開拓、インターンシップ等を通じて、伝統的工芸品の後継者の育成、技術の継承につなげます。

施策の展開例

- ・ 高齢者や子どもなど、伝統文化を伝える世代と受け継ぐ世代が共に参加する体験型の講習会等の開催促進
- ・ 保存技術に係る講習会の実施
- ・ 民俗芸能等に係る伝承活動表彰の実施
- ・ 伝統文化継承に係る交流による情報の共有化の促進
- ・ 九州地区民俗芸能大会への参加
- ・ 伝統的工芸品産業への支援や事業者への助言・指導

③ 所蔵品等のデジタル・アーカイブ化

- ・ 県内の美術館・博物館の収蔵品のデータベース化を推進し、施設間での収蔵品の有効活用を図り、鑑賞機会の創出を促進します。
- ・ 文化芸術の保存・継承・発展を図り、コンテンツの利活用や情報発信を進めため、デジタル・アーカイブ化を推進します。

施策の展開例

- ・ 県内の美術館・博物館が連携した収蔵品のデータベース化
- ・ 作品の相互貸借や連携した企画展の開催
- ・ 郷土芸能など伝統文化のデジタル・アーカイブ化の推進

④ 観光振興、地域づくり等への活用

- ・ 鹿児島城跡を含む歴史・文化ゾーン全体の魅力を一体的に高め、回遊性向上させることにより、地域経済の活性化を目指します。
- ・ 国史跡鹿児島城跡や世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」、日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『麓』を歩く～」などの歴史的遺産、県有文化施設、地域に残る伝統文化や特色ある食文化などの文化資源を生かして、観光や伝統工芸産業などの地域産業の活性化を促進します。
- ・ 地域に伝わる伝統行事、歴史的な建造物や町並み、安らぎを感じる自然景観など、地域の特性を生かした地域づくりを促進します。
- ・ 景観、伝統工芸、美術、芸能、食など、鹿児島の伝統と文化が息づく街づくりを推進します。
- ・ 鹿児島で生まれ育った若者が、ふるさとに誇りを持ち、鹿児島に住み、働きたいと思えるよう、鹿児島の歴史や伝統、文化、地域の特性などを理解する機会の充実を図ります。

施策の展開例

- ・ 鹿児島城跡の保全整備並びに御楼門及び同城跡を活用した賑わい創出等による歴史・文化ゾーンの回遊性向上や交流人口の拡大
- ・ 世界文化遺産や日本遺産などの歴史的遺産、文化施設の観光資源としての更なる活用促進
- ・ 文化施設の利便性向上（キャッシュレス化など）や多彩な企画展の実施等による観光資源としての魅力向上
- ・ ユニークベニューを活用したイベント等の開催支援
- ・ C G や V R 技術等を活用した文化施設等の魅力発信及び誘客促進
- ・ 地域の民俗芸能や祭り、特色ある食文化などの文化資源、アニメやマンガ、映画の舞台となった場所などの観光資源としての更なる活用
- ・ 文化芸術に関連する地域産業の活性化（産業デザイン、伝統工芸産業の振興など）
- ・ 町並み保存事業や棚田などの景観を生かしたまちづくりの促進
- ・ 県民の日（7月14日）の啓発、県民の日を中心とした県民の日にふさわしい事業の実施
- ・ 県民の日（7月14日）における県有施設の入館料等の無料化
- ・ 歴史・美術センター黎明館における企画展等の充実

(3) 文化芸術に係る人材の育成

① 講習会、ワークショップの開催など研修の場の提供

- ・ 県文化センター（宝山ホール）等において、創造活動等に関する専門的な知識や技術を習得するためのワークショップや講習会等の開催を促進します。
- ・ 県内各地で行われる様々な研修会への講師派遣や会場の提供などの支援を行うとともに、研修の成果を発表する機会の確保に努めます。

施策の展開例

- ・ 国内外の著名なアーティストによる講習会
- ・ 県民の参加による様々なワークショップの開催支援
- ・ 文化施設で行われる文化事業との連携による研修機会の確保
- ・ 青少年のための芸術鑑賞事業などへの若手アーティストの参加促進

② アーティストバンクの充実と活用

- ・ 県内に居住する優れた知識や技術、豊かな感性や経験等をもつ芸術家や文化芸術活動の指導者等の人材を紹介し、公演や指導など県民の文化芸術活動の活性化に役立てるため、芸術家等に関する人材情報を一元的に提供するアーティストバンクを充実させ、積極的に活用します。

施策の展開例

- ・ アーティストバンクの充実
- ・ 県内若手アーティストへの登録の働きかけ
- ・ 県民の文化芸術活動の指導や公演における芸術家等の紹介
- ・ 登録アーティストの文化事業における活用促進

③ 文化ボランティアの育成

- ・ 文化ボランティア活動に対する参加意欲をもつ人々が、興味・関心に応じて、文化ボランティア活動に取り組めるよう、情報提供を行うとともに、各種文化事業への活用を図ります。

施策の展開例

- ・ 文化ボランティアに係る登録の促進
- ・ 文化ボランティア活動への参加促進
- ・ 文化施設等における文化ボランティアの活用促進

④ 企画・運営・広報などを担える文化芸術プロデューサーの育成・活動支援等

- ・ 文化芸術を通じて、社会や地域、他分野等とつながり、持続的に事業を企画・実施できる文化芸術プロデューサーの育成・活動支援や人材情報の整備・提供等に努めます。

- ・ 文化芸術プロデューサーと地域の文化施設、文化芸術団体等を結びつける仕組みの構築に努めます。
- ・ 県内の高等教育機関との連携を図り、実践的な人材育成機会の創出に取り組みます。

施策の展開例

- ・ 県内外の実績ある文化芸術プロデューサーの活動事例の紹介
- ・ 文化芸術プロデューサーによる相談対応・助言
- ・ 人材育成セミナーの開催

(5) 文化芸術振興のための顕彰の促進

- ・ 優れた創造活動を行った者や文化芸術の振興に寄与した者に対して積極的に顕彰を行います。

施策の展開例

- ・ 行政及び民間等による顕彰の促進

(4) 文化芸術を通した国内外との交流促進と情報発信

① 文化芸術を通した国内外との交流促進

- ・ 県において定期的に交流会議・交流協議会を開催している香港・シンガポール等の海外と本県との文化交流を促進します。
- ・ 県内外の芸術家等が地域に滞在し、講習会を行ったり、共同制作をしたりするなどの交流の場を提供するよう努めます。
- ・ 市町村や民間団体等による国内外との交流を一層促進するとともに、県内各地で文化芸術交流が推進されるよう努めます。

施策の展開例

- ・ 県内の文化芸術団体の海外派遣、海外の文化芸術団体の受入れ
- ・ 霧島国際音楽祭等におけるアーティストと地域住民との交流の促進
- ・ 国外からの文化芸術団体の受入れにおける協力体制の充実
- ・ 芸術家等が地域に滞在して行う講習会や共同制作などの交流の場の提供促進

② 文化芸術に関する情報の整備・発信

- ・ 文化芸術団体等の活動に関する情報やイベント、各種助成金制度などの情報を一元的に発信するポータルサイトを運用し、文化芸術情報発信の充実に努めます。

- ・ 各文化施設において制作しているポスター、チラシ、パンフレット、機関誌等による広報を充実させるとともに、新聞等のメディアを活用した広報宣伝やインターネットやSNSによるリアルタイムの情報発信、地域住民にとって身近な広報媒体である市町村の広報誌等の充実など、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。
- ・ かごしまの特色ある文化芸術が広く認められるように、文化芸術交流の場だけでなく、その他の交流の場における文化芸術の発表の場を計画的に活用したりして、かごしまの文化芸術を国内外に積極的に発信していくように努めます。

施策の展開例

- ・ 文化芸術情報発信サイトを活用した文化芸術団体・個人の活動に関する情報やイベント、各種助成金制度などの発信
- ・ 各文化施設のポスター、チラシ、パンフレット、機関誌等の充実
- ・ 各文化施設のホームページの充実
- ・ 新聞、テレビ等のメディアや関係機関等との連携による多様な方法での情報提供の促進
- ・ 市町村の広報誌等を活用した情報提供の促進
- ・ 本県の文化人、芸術家等の人的ネットワークを活用した情報の発信
- ・ インターネット、SNSを活用した情報発信

第6章 計画の推進体制等

1 推進体制

本県の文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県民、県や市町村、教育機関、民間企業、文化芸術団体等がともに連携・協力し、社会全体で文化芸術の振興に取り組むため、推進体制の整備に努めます。

また、県においては、関係所属と部局横断的な連携を行い、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境等の関連分野と有機的な連携が図れるよう取組を進めます。

2 進行管理（検証・評価）

県は、毎年度、計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価を行い、有識者で構成する鹿児島県文化芸術振興審議会へ報告し、次年度以降の施策展開に向けた検討を行っていきます。

3 指標・目標値

施策の進捗状況を測る目安として、これまで指標としてきた3項目に加え、近年のデジタル化の進展やオンライン媒体を活用した文化芸術の鑑賞機会が増加していることなどを踏まえ、新たに1項目を追加し、計4項目を参考指標として設定します。

	項目	R7 現状	R12 目標	(参考) R5国
1	「過去1年間に、文化芸術を直接鑑賞したことがある」とする割合	58.6% ※1	64.0%	52.0%
2	「過去1年間に、文化芸術をテレビ、インターネット配信など直接鑑賞ではない方法により鑑賞したことがある」とする割合	68.1% ※1	74.0%	73.3%
3	「過去1年間に、文化芸術に関わる活動をしたことがある」とする割合	29.6% ※1	35.0%	13.0%
4	「文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や伝統的な町並みの保存など、地域での文化的な環境に満足している」とする割合	33.6% ※1	39.0%	37.7%

※1 「文化芸術の振興に関するアンケート」（令和7年9～10月実施）の「一般県民及び県在住外国人の合計」による。